

授業料の未納者に係る除籍の取扱要項

平成20年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、[光産業創成大学院大学学則](#)(以下「学則」という。)第59条第4号に規定する授業料の未納により除籍する場合の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料の未納による除籍の取扱い)

第2条 光産業創成大学院大学(以下「本学」という。)に在学する者で、授業料の督促を受け督促状に明記する納付期日までに納付しないときは除籍する。

(除籍手続き等)

第3条 授業料を納付しない者(以下「未納者」という。)に対する督促及び前条の規定による除籍に関する手続きは、次の手順により行うものとする。

- (1) 学長は、授業料の納付期限を過ぎたときは、当該期の未納者に対して文書により督促する。
- (2) 未納者の主任指導教員及び事務局は、当該未納者と面談等して授業料の納付について指導する。
- (3) 学長は、前号の規定による指導をしてもなお納付しないときは、文書により納付期限を付して督促する。
- (4) 学長は、前各号の手続きを行ってもなお納付しないときは、研究科教授会の議を経て、当該未納者を除籍する。
- (5) 学長は、除籍を決定したときは、除籍の通知を当該未納者に送付する。

(雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、授業料の未納による除籍の取扱に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て、学長が定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。